

木更津市耐震改修促進計画

木更津市都市整備部建築指導課

平成20年3月

(平成28年 3月改定)

(平成30年 7月改定)

(令和 3年 9月改定)

(令和 4年10月改定)

目次

	ページ
はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 進行管理	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 地震の想定及び建築物等の被害予測	3
(1) 地震の想定	3
(2) 建築物等の被害予測	3
ア 震度予測	3
イ 液状化危険度	3
ウ 被害の概要	3
2 耐震化の現状	4
(1) 住宅	4
(2) 特定建築物	5
3 耐震化の目標値の設定	5
(1) 住宅	5
(2) 市有建築物	5
(3) 民間建築物	5
4 市有建築物の耐震化の情報開示	5
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	6
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	6
(1) 建築物の所有者等の役割	6
(2) 市の役割	6
2 耐震化の促進を図るための支援策の概要	6
3 地震時の建築物の安全対策	6
(1) 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	6
ア 建築物の耐震改修の計画の認定制度	7
イ 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度	7
ウ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度	7
エ 除却の必要性に係る認定制度	7

(2)	耐震化の状況把握	7
(3)	天井等の脱落対策	7
(4)	エレベーター及びエスカレーターの安全対策	7
(5)	各種落下物対策	8
(6)	ブロック塀対策	8
(7)	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害対策	8
4	法による指導等の実施	8
(1)	重点的に耐震化すべき建築物	8
(2)	優先的に指導等を行う建築物の選定方針	9
(3)	指導、助言	9
(4)	指示、公表	9
5	建築基準法による勧告又は命令等の実施	9
6	重点的に耐震化すべき区域の設定	9
7	沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	10
第4	啓発及び知識の普及	11
1	地震防災マップの周知・活用	11
2	建築物の液状化被害に関する情報提供	11
3	相談体制の整備・情報提供の充実	11
(1)	耐震相談窓口の設置	11
(2)	所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	12
4	パンフレットの配布、相談会の開催等	12
(1)	パンフレットの作成・配布等	12
(2)	耐震相談会の実施	13
5	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	13
6	震災時の安全対策	13
7	自治会等との連携策・取り組み支援策	13
8	木更津市木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定	13
第5	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	13
1	関連団体との連携	13
(1)	千葉県建築防災連絡協議会	14
(2)	千葉県特定行政庁連絡協議会	14
(3)	君津地域耐震改修促進協議会	14
(4)	ちば安心住宅リフォーム推進協議会	14
2	避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	14
3	その他	14

資料編

用語の解説	15
資料 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	16
資料 2 被害予測図	27
資料 3 地震防災マップ	28
資料 4 市有特定建築物リスト	30
資料 5 木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則	33
資料 6 木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付要綱	37
資料 7 木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱	45
資料 8 木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	51
資料 9 重点区域図	56
資料 10 千葉県緊急輸送道路図（木更津市抜粋）	57
資料 11 危険コンクリートブロック塀の安全対策に関する避難路	58

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大地震の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」（資料1）が平成7年10月に制定され、本市においては、平成12年11月に、「木更津市既存建築物耐震改修促進実施計画」を策定しました。その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成20年3月に「木更津市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地などの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生したことから、平成25年11月に法改正がなされました。これを受け、平成28年3月に本計画を改正し、既存建築物の耐震診断や耐震改修等を総合的に推進してきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震等が発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、ブロック塀による被害が発生しました。また、南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘されていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修を実施することが求められています。

このような背景のもと、本市を取り巻く社会状況の変化を踏まえた耐震化の促進のために、新たな取組や施策等の追加・見直しが必要なことから、本計画を見直すこととしました。

耐震化の促進は、市単独で解決できない大きな課題であることから、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの課題、地域の課題として意識して取り組めるような啓発、普及活動が不可欠です。本計画に沿って、市民や地元建築関係団体等と連携をとりながら、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に進めることにより、地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

第1 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

- ・本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、建築物の耐震改修を促進するための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、木更津市の基本的な施策等を定めるものです。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものです。
- ・法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針^(※1)」(以下「基本方針」という。)及び令和3年3月に改定された「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえて、木更津市基本構想、木更津市基本計画、及び木更津市地域防災計画との整合を図りながら策定するものです。
- ・本計画に沿って、市民や地元建築関係団体等と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策等を総合的に推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくこととします。

3 計画の期間

- ・計画期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

4 進行管理

- ・本計画において定めた耐震化の目標値等については、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 地震の想定及び建築物等の被害予測（木更津市地域防災計画（令和2年度修正）（以下「地域防災計画」という。）による。）

(1) 地震の想定

- 千葉県地域防災計画（令和2年度版）においては、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として、①千葉県北西部直下地震、②東京湾北部地震 ③千葉県東方沖地震 ④三浦半島断層群による地震を想定しております。平成26・27年度には、①による地震について、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を実施し、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」では②から④について調査を実施しました。
- 市の地域防災計画では、そのうち本市に最も影響を与える東京湾北部地震を前提条件として、その結果をとりまとめています。

【地震等の想定】

震源域の位置	東京湾北部
震源域の深さ	約28km
マグニチュード	7.3
発生季節等	冬季18時、風速9m/s

(2) 建築物等の被害予測

ア 震度予測（資料2）

本市の震度は、概ね低地で震度6強、丘陵地で震度6弱と予測されました。

イ 液状化危険度（資料2）

本市の液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」「危険度がやや高い」と予測されました。

ウ 被害の概要

各被害想定結果は、次のとおりです。

表 東京湾北部地震による被害想定一覧

項目		数量	
原因別建物 全壊棟数	揺れ	3,532棟	
	液状化	116棟	
	急傾斜地崩壊	15棟	
	合計	3,663棟	
火災	炎上出火	28件	
	焼失棟数	803棟（全壊を含む） 683棟（全壊を含まない）	
人的被害	死者	建物被害	78人
		火災	3人
		急傾斜地崩壊	1人

		ブロック塀等の転倒	2人
		屋外落下物	0人
		合計	84人
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害	1,800(66)人
		火災	37(10)人
		急傾斜地崩壊	13(6)人
		屋内収容物の移転・転倒等	38(10)人
		ブロック塀等の転倒	81(31)人
		屋外落下物	1(0)人
		合計	1,969(124)人

※令和2年度地域防災計画より抜粋

(参考) 木更津市地震防災マップ(以下、「地域防災マップ」という。)

地域防災マップでは、本市に大きな影響を及ぼすと想定される本市直下の地震、東京湾北部地震及び三浦半島断層群による地震の3つを比較した上で、最大震度(マグニチュード6.9程度)を抽出し、作成した「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」及び「液状化危険度マップ」を平成23年3月に作成しています。(資料3)

公開HPアドレス

(<http://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/jutaku/taishinka/1001423.html>)

2 耐震化の現状

(1) 住宅

- 平成30年度における住宅数は、57,050戸(戸建て住宅が40,940、共同住宅その他が16,110戸)です。その内、耐震性がある住宅戸数は、約47,000戸(昭和55年以前で耐震性を有する住宅:約4,000戸、昭和56年以降の住宅:約43,000戸)であり、住宅の耐震化率^(※2)は、約82パーセントと推計されます。

表 住宅の耐震化の推移

年度	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有 c)	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
平成30年度	57,050	約10,050	約4,000	約43,000	約82%
平成25年度	50,550	約10,100	約4,300	約36,200	約80%
平成20年度	45,850	約11,100	約4,100	約30,650	約75%
平成15年度	42,190	約13,590	約4,300	約24,300	約68%

注1) 住宅の各戸数及び耐震化率は平成30年度、平成25年度、平成20年度及び平成15年度の住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした推計値です。

注2) 昭和55年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含

めています。

- ・住宅の耐震化の推移を見ると、5年ごとの統計調査の度に耐震化率は上昇してきてはいますが、その割合は鈍化の傾向にあります。今後、さらなる耐震化を促進する施策等が必要とされます。

(2) 特定建築物

- ・平成30年度における特定建築物^(※3)の棟数は、市有建築物が81棟、民間建築物が251棟で、あわせて332棟です。その内、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、市有建築物が3棟、民間建築物が約40棟です。
- ・特定建築物全体の耐震化率は約88パーセントと推計されます。その内、市有の特定建築物の耐震化率は、約96パーセント、民間の特定建築物の耐震化率が約84パーセントと推計されます。なお、特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成31年3月時点の推計値です。
- ・特定建築物の耐震化率は、市有建築物は高くなっていますが、民間の特定建築物の耐震化率は鈍化の傾向にあり、さらに耐震化を促進する必要があります。

表 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物区分	総棟数	昭和55年以前	昭和55年以降	耐震化率 (b)/(a+b)
		耐震性無 a	耐震性有 b	
市有	81	3	78	96
民間	251	40	211	84

3 耐震化の目標値の設定

- ・今回の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、令和2年度の耐震化の目標値95パーセントを達成するには、まだ時間を要する見込みとなっているため、耐震化の目標値は令和7年度まで据置くこととします。

(1) 住宅

住宅の耐震化の目標値は、令和7年度に95パーセントとします。

(2) 市有建築物

- ・災害時において市庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、多くの市有建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。特定建築物については、重点的に耐震化の促進に取り組み、令和3年3月現在では、耐震改修が概ね完了しています。(資料4)

(3) 民間建築物

- ・特定建築物の耐震化の目標値は、令和7年度に95パーセントとします。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

- ・主要な市有建築物について各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改

修の実施状況等についての情報(施設名称、耐震診断の有無、実施時期、実施結果、構造耐震指標値(Is値)等)をホームページで公表します。

公開 HP アドレス

(<http://www.city.kisarazu.lg.jp/shisei/chosha/taishin/1002113.html>)

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 建築物の所有者等の役割

- ・住宅・建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、住宅・建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じるよう努めるものとします。

(2) 市の役割

- ・本計画に基づき、市有建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じます。
- ・市は、県や関係団体^(※4)と連携して、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。
- ・市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行うものとします。

2 耐震化の促進を図るための支援策の概要

- ・木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成します。(木造住宅耐震診断事業(資料5)、木造住宅耐震改修事業(資料6))また、木造住宅耐震改修事業とあわせて行うリフォームについても、費用の一部を助成します。(木造住宅リフォーム事業)なお、この助成制度については、その効果を検証し、随時見直しを図っていくものとします。その他、耐震改修工事費用の負担軽減の為、工事施工者の補助金代理受領制度を実施します。

3 地震時の建築物の安全対策

(1) 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

- ・法において、建築物の耐震改修の計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者等に対する特例措置等を講じられており、建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。市は、この認定制度について建築物の所有者等に情報提供を行

い、耐震改修が円滑に実施されるよう努めます。

ア) 建築物の耐震改修の計画の認定制度

建築物の耐震改修をしようとする者は、法第17条に基づき耐震改修の計画を作成し、所管行政庁^(※5)の認定を受けることができます。所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率及び建蔽率の緩和等が受けられます。

イ) 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度

耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認める場合は、法第22条に基づき地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を行います。この認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物やその利用に関する広告等に、当該認定を受けている旨の表示を付することができます。

ウ) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度

法第25条に基づき耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物は、共用部分の耐震改修をしようとする場合に、管理組合等の総会における決議要件が4分の3以上から過半数に緩和されます。

エ) 除却の必要性に係る認定制度

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づき除却の必要性の認定を受けたマンションを建替える場合は、特定行政庁の許可を得ることで容積率が緩和されます。

(2) 耐震化の状況把握

- ・建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市内に存する住宅及び特定建築物の耐震化の状況把握に努めるとともに、定期的に県に報告するものとします。

(3) 天井等の脱落対策

- ・東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井^(※6)の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。
- ・このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分について、その防止対策をするよう促すものとします。

(4) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

- ・建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事態や、異常動作による挟まれ事故、また、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法に基づく定期検査報告が義務付けられており、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策

を講ずるよう指導するものとします。

(5) 各種落下物対策

- ・地震発生時において、建築物の倒壊だけでなく、付属する看板やガラス、外壁等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するため、建築基準法に基づく定期報告等の機会を捉えて、建築物や付属物の落下の危険がある部分について、落下防止対策を行うよう促すものとします。
- ・また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に所有者等に点検、改善を促すものとします。

(6) ブロック塀対策

- ・地震発生時において、コンクリートブロック塀等^(※7)は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市はパトロールの機会を捉え、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努めるとともに、希望者に対しての点検調査や通学路等の自主点検調査を実施し、危険又は不良と判定されたものについては、所有者等に対し改善の指導、助言等を行うものとします。
- ・道路に面し地震発生時に倒壊する恐れのある、危険なコンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成する制度を創設します。(資料7)

表 ブロック塀等点検結果 (昭和62年度～令和2年度 建築指導課調査)

点検数	良	不良	危険
1, 871	47	1, 091	722

(7) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害対策

- ・大規模地震等の発生に伴うがけ崩れ等により、がけ付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、地域防災計画第2編第3章第1節で定める警戒期において危険住宅に住んでいる住民へ注意喚起を行えるよう危険住宅リストを整備し、備えるものとします。また、がけ地近接危険住宅移転事業(資料8)を実施し、地震に伴うがけ崩れ等による住民の生命に対する危険を防止していくものとします。

4 法による指導等の実施

(1) 重点的に耐震化すべき建築物

- ・法に基づき耐震診断結果の報告・公表が義務付けられている要安全確認計画記載建築物^(※8)及び法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物^(※9)等、公益上必要な施設や大規模な建築物等について、耐震診断により耐震性が不足している場合は、重点的に耐震化すべき建築物として位置付け、指導等を行うこととします。なお、木更津市内の要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物はホームページにおいて公表済みであり、耐震改修工事は完了しています。
- ・耐震診断義務付け対象建築物から報告を受けた耐震診断結果については、ホーム

ページで公表するものとします。

- ・公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言(平成25年11月25日付け国住指第2930号、平成31年1月1日付け国住指第3209号)に基づくものとします。

(2) 優先的に指導等を行う建築物の選定方針

- ・特定建築物の中でも、特に、大規模で不特定多数の者が利用し、指導対象となる特定建築物は、耐震化の必要性が高く、また、災害時復旧拠点施設、救援・救護施設、避難施設とされている庁舎、病院、学校、公民館等の建築物は、災害時の拠点施設の機能確保の面からも耐震化が必要とされます。
- ・さらに、地震の際に避難上特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育園、老人ホーム等の建築物は、避難弱者への対応の観点からも早急な耐震化が必要です。
- ・指導等は、耐震化の計画が策定されていない建築物や重点的に耐震化すべき区域内の建築物を優先していくものとします。

(3) 指導・助言

- ・法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。また、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

(4) 指示、公表

- ・法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- ・指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告やその勧告に係る必要な措置命令を行います。

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

- ・比較的古い木造住宅が密集している市街地で、特に震災により大きな被害が想定される区域について重点的に耐震化を図るものとします。
- ・区域の設定については、次表の基準により抽出した区域(資料9)とします。

表 重点区域抽出基準及び区域

抽出基準			区域
1 建築密度	: 木造建築密度	30 棟/ha 以上	岩根4丁目 新宿 中里1丁目 中央2丁目 中央3丁目
2 老朽度	: 昭和56年以前の 木造建築物棟数比	50%以上	
3 火災の延焼 危険度	: 不燃領域率	50%以下	
4 建物絶対量	: 木造建築棟数	50 棟以上	
5 設定単位	: 国勢調査における 小ゾーン : 街区単位 (建物絶 対量のみ)		

- ・重点区域については、木更津市耐震化緊急促進アクションプログラムに沿って、戸別訪問等を行い、所有者に対し、耐震改修を推進します。

7 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

- ・千葉県耐震改修促進計画では、千葉県地域防災計画で定める緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路（資料 10）を法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路としています。本市においても、地震発生時において、建築物の倒壊等により道路が閉塞^(※10)（以下「通行障害建築物」という。）され、避難、復旧等の応急対策活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、「地域防災計画」で定める緊急輸送道路を法第6条第3項第2号に規定する沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路（下表参照）とします。

表 緊急輸送道路（千葉県指定）

1 次路線 ^(※11)	1 (3)	東関東自動車道館山線 館山自動車道木更津南支線
	2 (4)	東京湾アクアライン 東京湾アクアライン連絡道
	3 (12)	一般国道16号 臨港道路木更津南部4号 木更津富津線 袖ヶ浦中島木更津線 木更津市道206号線
	4 (16)	一般国道127号
	5 (24)	一般国道410号 一般国道409号

2次路線 ^(※12)	1 (31)	袖ヶ浦中島木更津線 木更津市道2010号線 木更津市道204号線
	2 (33)	木更津富津線 木更津市道260号線 木更津市道3290号線 木更津港線 木更津市道127号線 木更津市道127-2号線
	3 (70)	巖根停車場線 木更津袖ヶ浦線 木更津市道206号線 木更津市道258-1号線
	4 (105)	木更津市道7645号線

() 内の数値は千葉県が指定した緊急輸送道路の路線番号を示す。

- ・通行障害建築物については、建築物の所有者等に対して、ダイレクトメールを送付する等により耐震化の必要性について、普及・啓発活動をしていくものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの周知・活用

- ・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成し、公表しています。
- ・市民向けの講習会等の機会を捉えて、地震防災マップを周知・活用することにより、建築物の耐震化の啓発及び知識の普及を図ります。

2 建築物の液状化に関する情報提供

- ・東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地等の低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。
- ・地震に伴う液状化被害について、地震防災マップの「液状化危険度マップ」を周知・活用すること等により情報提供を行い、市民意識の啓発を図ります。

3 相談体制の整備・情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

- ・市は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、建築関連団体と協力して耐震相談窓口を設置し、対応します。

なお、耐震相談窓口と相談内容は次のとおりです。

ア 相談窓口

- ・木更津市都市整備部建築指導課
- ・君津地域耐震改修促進協議会

イ 相談内容

① 市

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・耐震改修促進法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の説明 等

② 君津地域耐震改修促進協議会

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の斡旋 等

(2) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

- ・建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者に対して要請します。

4 パンフレットの配布、相談会の開催等

- ・阪神・淡路大地震をはじめとした大地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があり、建築物の耐震化の促進に資する情報提供等を積極的に行っていくものとします。
- ・また、木更津市自主防災実務者講習会等、市民向けの講習会等を通じて、建築物の耐震化の必要性や促進に向けた情報提供等を行っていきます。

(1) パンフレットの作成・配布等

- ・建築物の所有者等に対する耐震性向上の普及・啓発を図るためパンフレットを作成し、建築指導課窓口に常備し、配布します。
また、相談会、講習会の場等を活用して、広く市民等に耐震化の必要性について周知します。
- ・パンフレットの主な内容は以下のものとします。
 - (1) 耐震性向上に関する注意喚起
 - (2) 耐震改修の方法の紹介
 - (3) 自己診断の方法
 - (4) 金物等の補強方法

(5) 家具等の落下・転倒防止等、室内空間の安全確保の方法

(6) 寝室等、一部居室の耐震性確保の方法

(2) 耐震相談会の実施

- ・住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために「無料耐震相談会」を君津地域耐震改修促進協議会と連携して実施します。

なお、「無料耐震相談会」の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、町内会の回覧版による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て実施していくものとします。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ・住宅等の耐震改修は、建築物の構造部材の補強のため、内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせて耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。
- ・市民から市窓口でリフォームや増改築の相談等があった際には、積極的に耐震改修に関する情報提供を行い、君津地域耐震改修促進協議会と連携して建築物の耐震化を推進します。

6 震災時の安全対策

- ・地震発生時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の促進は重要な課題です。市では、パンフレットの配布やホームページの掲載等により、市民への周知を図ります。
- ・過去の大震災における火災原因の多くが電気に関するものとされており、建築物の耐震化の推進とともに、防災機能の向上を図る感震ブレーカーは一つの有効な対策とされています。市では、設置の重要性について、関係機関と連携を図りながら推進します。

7 自治会等との連携策・取り組み支援策

- ・耐震化の啓発は、地域として意識が高まることが重要であり、また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。そこで、市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の推進を図ります。

8 木更津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

- ・木造住宅の耐震改修を促進するため、「木更津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、実行することで、木造住宅の耐震化の推進を図ります。

第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

- ・千葉県、市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

- ・地震時の災害に備え、千葉県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るために設置されています。
- ・千葉県耐震改修促進計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整、市町村耐震改修促進計画策定に関する連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

- ・県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。
- ・県内所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進していきます。

(3) 君津地域耐震改修促進協議会

- ・君津地域において建築士事務所登録をした建築士により構成されており、君津地域各市と連携し、建築物の耐震化を促進していきます。

(4) ちば安心住宅リフォーム推進協議会

- ・(公社)千葉県建築士事務所を事務局とし、県や建築・住宅関連団体等からなる団体で構成されており、住宅リフォームに関する情報を提供、事業者の資質向上、相談体制の整備等を行い、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成を図り、建築物の長寿命化等を促進していきます。

2 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

- ・避難場所や防災拠点施設等に通じる避難路（資料 11）及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等の調査を行い、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。これに基づき、これらの道路等を閉鎖する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修を推進していきます。

3 その他

- ・本耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

用語の解説

- ※1：国土交通省告示第184号（平成18年1月25日）
- ※2：住宅全体・特定建築物全体に対して、新耐震基準によるもの、及び旧耐震基準での既補強済のものなど、耐震性があると考えられるものの割合を指します。
- ※3：法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場の用途に供する建築物を指します。
- ※4：千葉県建築防災連絡協議会、千葉県特定行政庁連絡協議会、君津地域耐震改修促進協議会、千葉県建築士会君津支部、千葉県建築士事務所協会君津支部及び自治会等を想定しております。
- ※5：建築主事を置く市町村の長であり、木更津市長を指します。
- ※6：以下の①から③の全てに当てはまる吊り天井を指します。
 - ①人が日常立ち入る場所に設けられている。
 - ②高さが6mを超える部分の水平投影面積が 200m^2 を超えている。
 - ③単位面積質量が $2\text{kg}/\text{m}^2$ を超えている。
- ※7：建築基準法施行令第51条第1項及び第62条の2第1項に規定されている構造で築造された塀を指します。
- ※8：法第7条の規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された建築物を指します。
- ※9：法第5条第3項の規定に該当する建築物で①から③に該当するものを指します。
 - ①病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数が利用する建築物
 - ②小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
 - ③法第14条第2号に掲げる建築物
- ※10：以下の①又は②に該当するものを指します。
 - ①前面道路の幅員が12mを超える場合、高さが幅員の $1/2$ を超える建築物
 - ②前面道路の幅員が12m以下の場合、高さが6mを超える建築物
- ※11：高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県庁や空港、港湾に通じる道路を指します。
- ※12：1次路線と市役所、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路を指します。

【資料 1】

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発令　　：平成7年10月27日法律第123号

最終改正：平成30年6月27日号外法律第67号

改正内容：平成30年6月27日号外法律第67号[令和1年6月25日]

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不

適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施について

の所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところ

により、その旨を公表しなければならない。

- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建

築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

きる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当

該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地

面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない

い。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【資料 2】

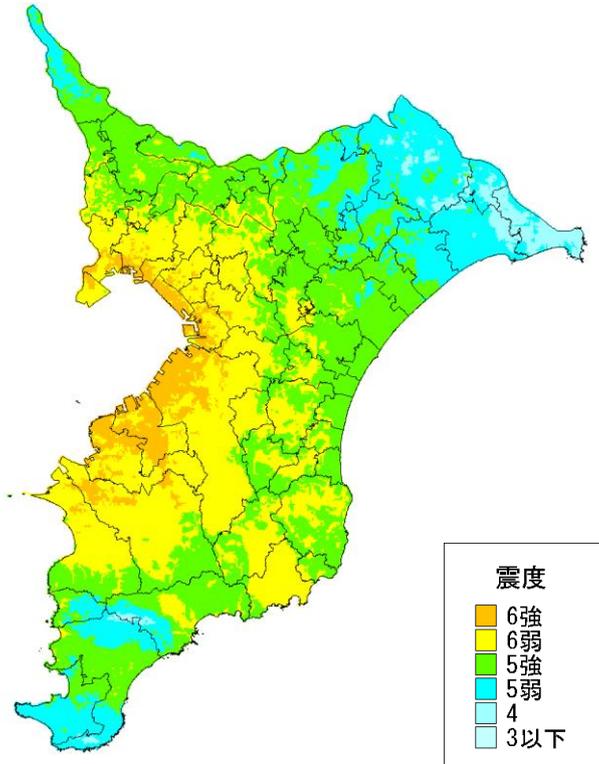


図 東京湾北部地震 深度分布図

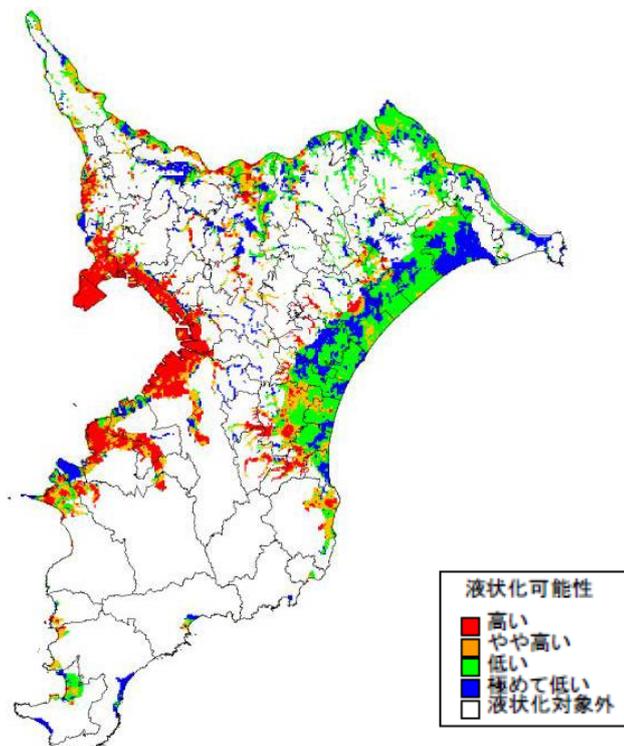


図 東京湾北部地震 液状化分布図

【資料3】

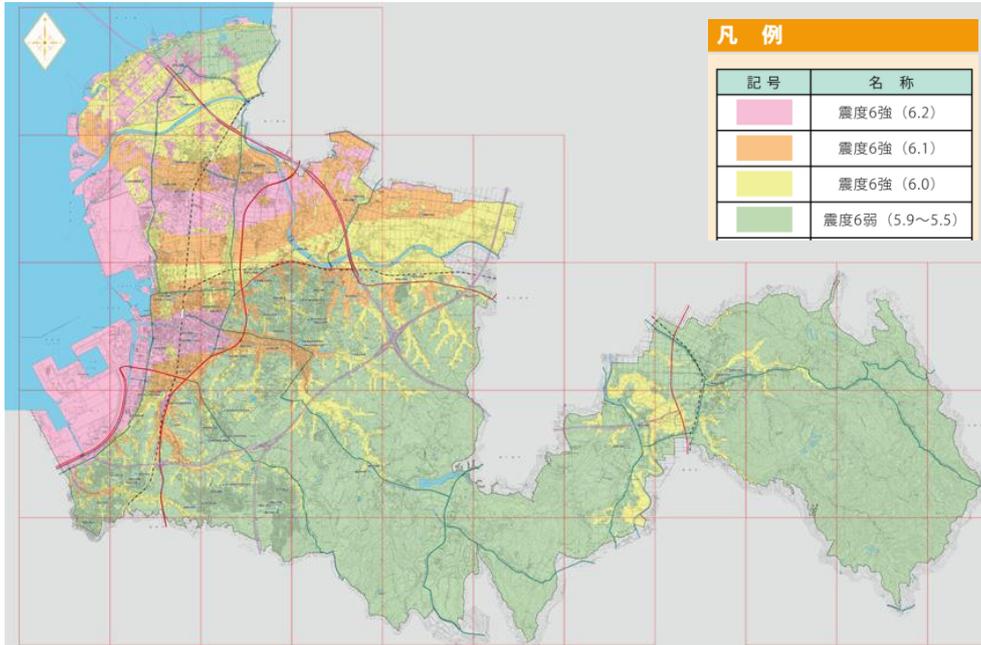


図 揺れやすさマップ

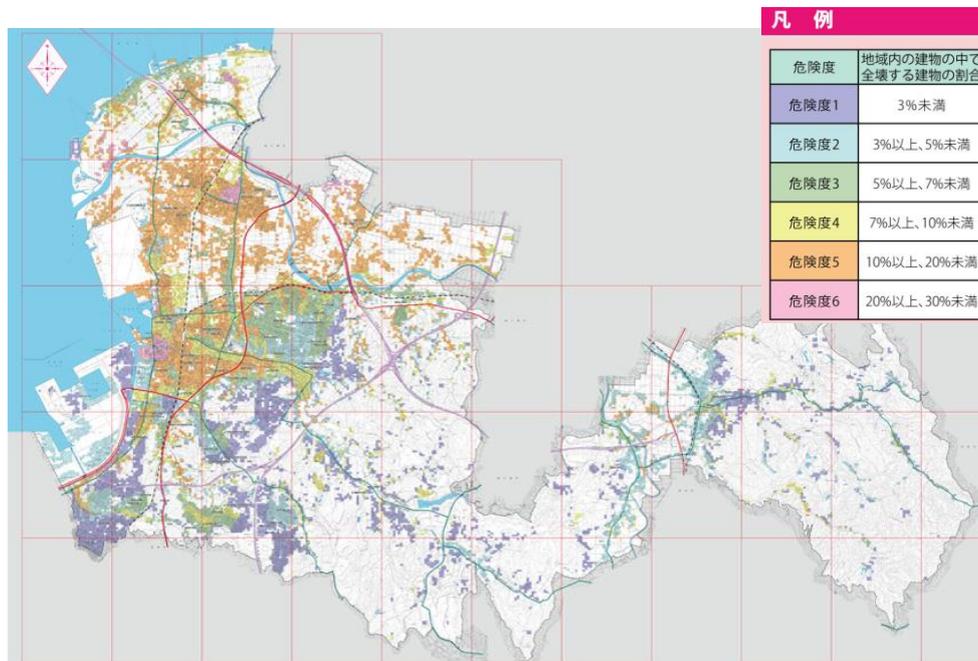


図 地域の危険度マップ

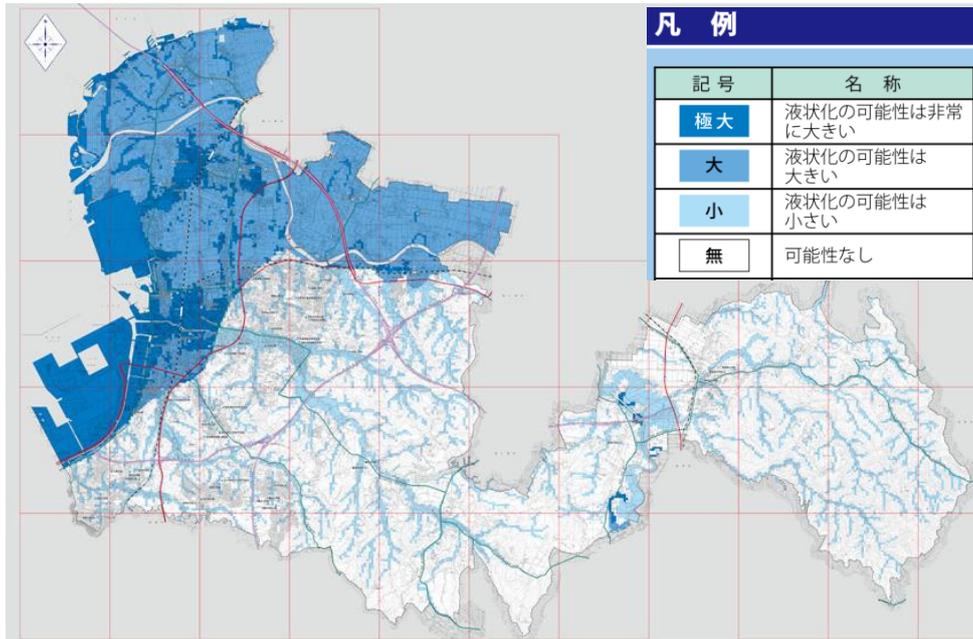


図 液状化危険度マップ

【資料4】

木更津市市有建築物(特定建築物)リスト

R3.1現在

番号	所管	名称	用途	建設年度	階数	構造	延べ面積	耐震診断	耐震改修	耐震性有※注1	備考
1	総務部資産管理課	木更津第一小学校	校舎	H21/12	3	RC	6,853			●	
2	総務部資産管理課	木更津第二小学校	校舎	S45/3	3	RC	3,085	H18	H21	●	
3	総務部資産管理課	木更津第二小学校	校舎	S47/3	3	RC	1,573	H18	H20	●	
4	総務部資産管理課	東清小学校	校舎	S56/3	3	RC	1,160	H21	H24	●	
5	総務部資産管理課	東清小学校	屋内運動場	H8/2	1	RC	1,024			●	
6	総務部資産管理課	西清小学校	校舎	S43/3	3	RC	2,181	H16	H19	●	
7	総務部資産管理課	西清小学校	屋内運動場	S62/3	4	RC	1,355			●	
8	総務部資産管理課	南清小学校	校舎	H25/3	3	RC	4,935			●	
9	総務部資産管理課	清見台小学校	校舎	S45/7	3	RC	2,084	H17	H19	●	
10	総務部資産管理課	清見台小学校	校舎	S46/8	3	RC	2,346	H17	H20	●	
11	総務部資産管理課	清見台小学校	校舎	S56/3	2	RC	1,450	H17		●	Is値0.83
12	総務部資産管理課	清見台小学校	屋内運動場	H26/3	2	RC	1,231			●	
13	総務部資産管理課	岩根小学校	校舎	S42/3	3	RC	1,844	H16	H20	●	
14	総務部資産管理課	岩根小学校	校舎	S43/3	3	RC	2,806	H16	H19	●	
15	総務部資産管理課	高柳小学校	校舎	S46/12	3	RC	2,048	H18	H22	●	
16	総務部資産管理課	高柳小学校	校舎	S48/3	3	RC	2,028	H18	H23	●	
17	総務部資産管理課	高柳小学校	校舎	S53/3	3	RC	1,042	H18	H23	●	
18	総務部資産管理課	波岡小学校	校舎	S35/3	2	RC	1,082	H18		●	Is値0.78
19	総務部資産管理課	波岡小学校	校舎	S48/3	3	RC	1,135	H18	H21	●	
20	総務部資産管理課	波岡小学校	校舎	S54/10	3	RC	1,583	H18	H20	●	
21	総務部資産管理課	鎌足小学校	校舎	S63/3	2	RC	1,741			●	
22	総務部資産管理課	金田小学校	校舎	S40/3	3	RC	2,145	H21	H22H23	●	
23	総務部資産管理課	馬来田小学校	校舎	S55/3	3	RC	2,000	H19	H22	●	
24	総務部資産管理課	富岡小学校	校舎	S57/3	3	RC	1,709			●	
25	総務部資産管理課	祇園小学校	校舎	S49/6	3	RC	2,269	H18	H22	●	
26	総務部資産管理課	祇園小学校	校舎	S50/8	3	RC	3,209	H18	H23	●	
27	総務部資産管理課	祇園小学校	校舎	S56/3	2	RC	1,299	H18		●	Is値0.77
28	総務部資産管理課	祇園小学校	屋内運動場	H27/10	2	RC	1,273			●	
29	総務部資産管理課	畑沢小学校	校舎	S53/5	3	RC	2,279	H19	H25	●	
30	総務部資産管理課	畑沢小学校	校舎	S54/3	3	RC	1,361	H19	H25H26	●	

番号	所管	名称	用途	建設年度	階数	構造	延べ面積	耐震診断	耐震改修	耐震性有※注1	備考
31	総務部資産管理課	畑沢小学校	校舎	H3/3	3	RC	2,049			●	
32	総務部資産管理課	請西小学校	校舎	S54/3	3	RC	2,734	H19	H26	●	
33	総務部資産管理課	請西小学校	校舎	S56/3	3	RC	1,110	H19	H26	●	
34	総務部資産管理課	請西小学校	校舎	H3/2	3	RC	1,119			●	
35	総務部資産管理課	八幡台小学校	校舎	S56/3	3	RC	1,725	H21	H27	●	
36	総務部資産管理課	八幡台小学校	校舎	S59/3	3	RC	1,406			●	
37	総務部資産管理課	真舟小学校	校舎	H26/2	2	S	6,817			●	
38	総務部資産管理課	真舟小学校	南校舎	H30/11	2	S	1,183			●	
39	総務部資産管理課	真舟小学校	屋内運動場	H26/2	1	S	1,110			●	
40	総務部資産管理課	木更津第一中学校	校舎	S43/3	3	RC	1,747	H16	H20	●	
41	総務部資産管理課	木更津第一中学校	校舎	S44/2	3	RC	2,330	H16	H19	●	
42	総務部資産管理課	木更津第一中学校	屋内運動場	S50/3	2	RC	1,035	H24	H26	●	
43	総務部資産管理課	木更津第二中学校	校舎	S47/2	4	RC	4,206	H21	H24H25	●	
44	総務部資産管理課	木更津第二中学校	屋内運動場	S55/3	1	RC	1,051	H24	H27	●	
45	総務部資産管理課	木更津第三中学校	屋内運動場	S54/3	1	RC	1,029	H24	H27	●	
46	総務部資産管理課	木更津第三中学校	校舎	H23/3	3	S	4,978			●	
47	総務部資産管理課	岩根中学校	校舎	S46/3	3	RC	1,747	H19	H25	●	
48	総務部資産管理課	岩根中学校	校舎	S47/2	3	RC	1,500	H19	H26	●	
49	総務部資産管理課	岩根中学校	屋内運動場	S52/2	2	RC	1,067	H24	H27	●	
50	総務部資産管理課	鎌足中学校	校舎	S60/3	3+PH	RC	1,866			●	
51	総務部資産管理課	金田中学校	校舎	S41/3	3+PH	RC	1,637	H21	H24	●	
52	総務部資産管理課	旧中郷中学校	屋内運動場	H26/6	1	RC	1,138			●	
53	総務部資産管理課	富来田中学校	校舎	S48/3	3	RC	3,220	H21	H23H24	●	
54	総務部資産管理課	太田中学校	校舎	S52/5	3	RC	2,191	H21	H25	●	
55	総務部資産管理課	太田中学校	校舎	S55/3	3	RC	1,597	H21	H26	●	
56	総務部資産管理課	畑沢中学校	校舎	S55/7	3	RC	3,313	H21	H26H27	●	
57	総務部資産管理課	畑沢中学校	屋内運動場	S57/2	1	S	1,018			●	
58	総務部資産管理課	波岡中学校	校舎	S58/3	3	RC	4,564			●	
59	総務部資産管理課	波岡中学校	屋内運動場	S60/2	2	RC	1,040			●	
60	総務部資産管理課	岩根西中学校	校舎	S57/12	4	RC	3,821			●	

番号	所管	名称	用途	建設年度	階数	構造	延べ面積	耐震診断	耐震改修	耐震性有※注1	備考
61	総務部資産管理課	岩根西中学校	屋内運動場	S59/2	1	S	1,000			●	
62	総務部資産管理課	清川中学校	校舎	S60/3	4	RC	3,751			●	
63	健康こども部スポーツ振興課	市民体育館	体育館	S47/5	2	RC	4,156	H18	H20	●	
64	総務部資産管理課	(旧)中央公民館及び青年の家	公民館	S50/12	4	RC	2,715	H24			Is値0.34 (使用停止)
65	総務部資産管理課	清見台コミュニティセンター附属体育館	体育館	S58/8	2	S	1,403			●	
66	総務部資産管理課	郷土博物館金のすず	博物館本館	S45/9	4	RC	1,748	H13	H19	●	
67	総務部総務課	木更津市民会館	大ホール棟	S45/6	3	RC	3,430	H12	未定		Is値0.34 (使用停止)
68	総務部総務課	木更津市民会館	集会棟	S45/6	3	RC	2,272	H12	未定		Is値0.32 (使用停止)
69	市民部市民活動支援課	木更津市金田地域交流センター	交流センター	H31/2	3+PH	RC	2,527			●	
70	健康こども部健康推進課	木更津市保健相談センター	事務所	S54/1	3	RC	1,369	H25		●	Is値0.66
71	福祉部社会福祉課	木更津市市民総合福祉会館	福祉施設	S59/4	3	RC	4,254			●	
72	健康こども部子育て支援課	吾妻保育園	保育園	S53/3	2	RC	775	H21		●	Is値1.49
73	健康こども部子育て支援課	わかば保育園	保育園	S61/3	2	RC+S	921			●	
74	健康こども部子育て支援課	久津間保育園	保育園	S54/3	2	RC	829	H21		●	Is値1.44
75	健康こども部子育て支援課	請西保育園及び請西子育て支援センター	保育園、地域子育て支援センター	H25/3	2	RC	1,461			●	
76	環境部まち美化推進課	木更津市クリーンセンター	工場棟	S63/3	3+PH	RC+S	5,763			●	
77	都市整備部市街地整備課	木更津駅前西口駐車場	駐車場	H4/5	6+PH	SRC	10,160			●	
78	都市整備部下水道推進室	金田西雨水ポンプ場	ポンプ棟	H30/6	4	RC	2,000			●	
79	都市整備部下水道推進室	木更津下水処理場	沈砂池ポンプ棟	S60/3	3	RC	8,486			●	
80	都市整備部下水道推進室	木更津下水処理場	水処理棟(2系)	H16/3	3	RC	2,169			●	
81	消防本部消防総務課	消防本部庁舎 庁舎棟・訓練棟C	庁舎	R1/7	4	RC(一部S)	3,914			●	

耐震性あり

78

※注1：昭和56年6月以降に建築されたものは耐震性ありとしています。

【資料5】

○木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則

平成18年9月1日規則第31号

改正

平成20年4月1日規則第23号

平成20年9月30日規則第33号

平成22年10月1日規則第27号

平成24年11月30日規則第66号

平成25年2月27日規則第3号

平成27年12月16日規則第108号

令和元年9月30日規則第21号

令和2年3月31日規則第23号

令和4年2月1日規則第2号

木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市内に存する自己又は親族が居住している木造住宅の耐震診断に要する費用を負担する者に、予算の範囲内において当該費用の一部を助成することにより、震災に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づき、指定診断士が木造住宅の耐震性を診断し、その結果に基づく耐震改修計画を作成することをいう。
- (2) 木造住宅 市内に建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅（水平力が伝達されない構造の増築又は改築に係る部分があるときは、当該部分を1棟とし、複数棟ある住宅とみなす。）で、居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上を占め、かつ、在来工法により建築されたものをいう。
- (3) 助成事業 第7条第1項の規定により、市長が助成することを決定した耐震診断をいう。
- (4) 指定診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者であつて、第1号の耐震診断を行う者として市長が指定したもの

(5) 簡易耐震診断 市長が別に定める方法により、市又は指定診断士が木造住宅の耐震性を診断することをいう。

(助成対象者)

第3条 この規則による助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に木造住宅を所有する者で、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該木造住宅の所有者と耐震診断に要する費用を負担しようとする者とが異なるときは、当該費用を負担しようとする者が当該所有者の親族である場合に限り、助成対象者とみなす。

(助成対象となる住宅)

第4条 この規則による助成の対象となる木造住宅は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、木造住宅が複数棟あるときは、いずれか1棟のみを助成対象とする。

- (1) 簡易耐震診断を受け、その評点が1.0未満であるもの
- (2) 前条第1項の要件を満たす者が自ら居住しているもの
- (3) 過去にこの規則による耐震診断を受けていないもの
- (4) 平成12年5月31日以前に工事に着手して新築、増築、改築又は移転されたもの

(助成金の額)

第5条 この規則による助成金の額は、木造住宅1棟につき80,000円以内の額とする。

(助成の申請)

第6条 助成対象者は、助成を受けようとするときは、木更津市木造住宅耐震診断助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断を受けようとする住宅の図面
- (2) 耐震診断を受けようとする住宅の簡易耐震診断結果表
- (3) 所有者の住民票の写し
- (4) 耐震診断を受けようとする住宅の所有を証するもの
- (5) 耐震診断を受けようとする住宅の確認通知書その他建築年月日を証するもの
- (6) 申請する者が第3条第2項の規定に該当する場合にあっては、申請する者の住民票の写し及び申請する者が所有者の親族であることを証するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(助成事業の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、第3条及び第4条の要件を満たすときは、当

該耐震診断を助成をする事業として決定することができる。

2 市長は、前項の規定により助成事業として決定したときは、木更津市木造住宅耐震診断助成決定通知書（別記第2号様式）により前条の規定により申請した者に通知するものとする。

（助成事業の実施）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、指定診断士に耐震診断を行わせるものとする。

（助成事業の取りやめ）

第9条 助成決定者は、助成事業を取りやめようとするときは、木更津市木造住宅耐震診断取りやめ届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 助成決定者は、助成事業を実施したときは、木更津市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書（別記第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

（助成の方法）

第11条 市長は、助成事業を実施した者が、耐震診断に要した費用から助成金を除いた額を耐震診断を実施した指定診断士に支払ったときは、当該指定診断士に助成金を支払うことにより助成することができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成決定者が偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けたと認められるときは、助成の決定を取消し、助成金の全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により既に支払った助成金を返還させるときは、木更津市木造住宅耐震診断助成金返還請求通知書（別記第5号様式）により、助成決定者に対し通知するものとする。

（関係簿冊）

第13条 市長は、この規則に定める耐震診断に要する費用の助成の適正を期するため、次に掲げる事項を記載した木更津市木造住宅耐震診断助成台帳（別記第6号様式）を作成し、これを保管しなければならない。

（1） 助成決定者の住所及び氏名

（2） 助成決定の対象となった住宅の所在、床面積及び登記されている建物にあっては家屋番号

（3） 助成事業の実施年月日

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第33号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。（後略）

附 則（平成22年10月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月30日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規則第108号）

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則の一部を改正する規則第2条及び第5条の改正規定は、平成28年度予算に係る助成金から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第21号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

【資料6】

○木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付要綱

平成24年11月30日告示第287号

改正

平成27年6月19日告示第173号

平成27年12月16日告示第344号

平成29年3月8日告示第57号

令和3年3月18日告示第50号

令和4年2月1日告示第21号

令和4年7月13日告示第215号

木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命及び財産を守るとともに、震災に強いまちづくりの推進及び木造住宅の質の向上に寄与するため、木造住宅の耐震改修工事及びリフォーム工事に要する費用を負担する者に、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造一戸建て住宅で居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上を占め、かつ在来軸組構法又は伝統的構法により建築されたもの（平成12年6月1日以降に工事に着手して新築、増築、改築又は移転されたものを除く。）をいう。
- (2) 指定診断士 木更津市木造住宅耐震診断助成に関する規則（平成18年木更津市規則第31号。以下「助成規則」という。）第2条第4号に規定する者
- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当する者

ア 建築士法第22条第2項の規定により都道府県が行う木造の建築物の耐震診断に関する講習若しくはこれと同等のものであると市長が認めた講習を修了した者

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了した者又は木造耐震診断資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交

通大臣が認める講習を修了した者

- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1第1号（以下「指針」という。）に定める方法又は国土交通大臣が指針と同等以上の効力を有すると認める方法によって指定診断士又は耐震診断士が行う耐震診断をいう。なお、ソフトウェアを使用する場合は、一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたものとする。
- (5) 補助対象住宅 市内に建築され、自己又は親族が居住している2階建て以下の木造住宅（構造上水平力が伝達されない構造で増築又は改築されたものは、独立した木造住宅とみなす。）で、耐震診断の結果、現状の評点が1.0未満のものをいう。
- (6) 耐震改修工事 補助対象住宅の耐震性能の向上を図る建築工事をいう。
- (7) 除却工事 補助対象住宅の全てを解体し除却する工事をいう。
- (8) リフォーム工事 補助対象住宅の質の向上を図る増築工事、改築工事等及び別表に定める工事をいう。
- (9) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。
- (10) 耐震改修事業 補助対象住宅を耐震診断において作成された耐震改修計画に基づき改修後の評点を1.0以上にする耐震改修工事、又は補助対象住宅の除却工事をいう。
- (11) リフォーム事業 耐震改修事業と併せて行うリフォーム工事をいう。

（補助対象事業及び補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震改修事業及びリフォーム事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、除却工事に係る耐震改修事業については、第1号は適用しない。

- (1) 指定診断士又は耐震診断士による工事監理が行われること。
- (2) 市内に本店、支店、営業所等を開設している者又は補助対象住宅を建設した者が施工すること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受け、補助対象事業を実施した木造住宅でないこと。

2 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を行う者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 過去にこの補助金の交付を受け、補助対象事業を実施したことがない者

(事業の申込み及び決定)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申込者」という。）は、市長が定める期日までに、木更津市木造住宅耐震改修事業等申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、助成規則に基づく耐震診断を行った場合においては、第1号から第6号までの書類の添付を要しない。

- (1) 耐震改修事業を受けようとする住宅の図面
- (2) 耐震改修事業を受けようとする住宅の所有を証するもの
- (3) 耐震改修事業を受けようとする住宅の確認通知書その他建築年月日を証するもの
- (4) 申込者の住民票の写し及び申込者が耐震改修事業を受けようとする住宅の所有者の親族に該当する場合にあっては、当該住宅の所有者の親族であることを証するもの
- (5) 耐震診断士であることを証するもの
- (6) 耐震診断に係る現地調査写真及び耐震改修工事前又は除却工事前の耐震診断総合評価表
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助対象事業を決定したときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、事業の申込みが予算の範囲を超えるときは、抽選により補助対象事業の決定をするものとする。

(事業の取りやめ)

第5条 申込者が前条第2項に規定する決定の通知を受け第7条に規定する申請をする前に、補助対象事業の全部又は一部の実施を取りやめようとする場合は、木更津市木造住宅耐震改修事業等全部（一部）取りやめ届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届けを受けたときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等全部（一部）取りやめ届受付通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

(補助金の対象経費及び交付額)

第6条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震改修事業費 耐震改修工事及び耐震改修工事に係る工事監理に要する費用又は除却工事に要する費用
- (2) リフォーム事業費 リフォーム工事に要する費用

2 補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修事業費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。ただし、耐震

改修工事又は除却工事に係る耐震改修事業費の限度額は、それぞれ60万円又は20万円とする。なお、工事の着手が昭和56年6月1日以降である新築、増築、改築又は移転に係る耐震改修事業費の限度額にあつては、耐震改修工事は30万円とし、除却工事は10万円とする。

- (2) リフォーム事業費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。ただし、40万円を限度とする。
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

3 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項第3号に規定する額を差し引いて、同項第1号及び第2号の額を交付するものとする。

（交付の申請）

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の通知を受け補助金の交付を受けようとする者は、市長の定める期日までに、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事に係る耐震改修事業については、第2号及び第5号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 耐震改修工事前又は除却工事前の耐震診断総合評価表
- (2) 耐震改修工事補強計画の耐震診断総合評価表
- (3) 補助対象事業に係る図面
- (4) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書の写し
- (5) 耐震改修工事の工事監理に要する費用の見積書の写し
- (6) 耐震改修等に関する勧告書の写し
- (7) 市税完納証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金を交付すると決定したときは木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付決定通知書（別記第6号様式）により、交付額その他必要な事項を、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定したときは木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等不交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の交付をしないと決定した者に、その理由を付して通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請に係る事項に、修正を加えて補助金の交付の決定をしたときは、

木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等修正交付決定通知書（別記第8号様式）により、補助事業者はその修正の理由を付して通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等変更申請書（別記第9号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更により、補助金の額を増額する申請をすることはできない。

2 市長は、補助金の交付の決定の通知をした補助対象事業の内容の変更について、承認するときは木更津市木造住宅耐震改修事業等変更承認通知書（別記第10号様式）により、承認しないときは木更津市木造住宅耐震改修事業等変更不承認通知書（別記第11号様式）にその理由を付して、補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の中止）

第10条 補助事業者は、交付の決定の通知を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業等中止届（別記第12号様式）を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその翌日）のいずれか早い日までに、木更津市木造住宅耐震改修事業等実績報告書（別記第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事に係る耐震改修事業については、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

- （1） 補助対象事業に係る写真
- （2） 建築士法第20条第3項の規定による工事監理報告書の写し
- （3） 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- （4） 耐震改修工事の監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- （5） その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付額確定通知書（別記第14号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者が、補助対象事業が完了し補助金の交付を受けようとするときは、木更津市

木造住宅耐震改修事業補助金等交付請求書（別記第15号様式）を、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 第10条の規定による中止届を提出したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 対象経費以外に補助金を使用したとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させようとするときは、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等返還請求通知書（別記第16号様式）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（代理受領）

第15条 市長は、補助事業者の利便性を考慮し、補助事業者が補助金の受領を補助事業を施工した者（以下、「施工業者」という。）に委任した場合、補助事業者に代わり施工業者に補助金を支払うことができる。

- 2 補助事業者が、補助金の受領を施工業者に委任するときは、第7条第1項に規定する申請書に木更津市木造住宅耐震改修事業補助金代理受領届出書兼委任状（別記第17号様式）を添付しなければならない。
- 3 補助事業者が前項に規定する委任を取りやめるときは、第11条に規定する実績報告書を提出する前までに、木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等代理受領届出取りやめ書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、施工業者に補助金の受領を委任した補助対象事業が完了したときは、第11条第3号に規定する領収書の写しに代えて、補助事業に要した事業費から補助金を差し引いた額の領収書の写しを実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(木更津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 木更津市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱 (平成20年木更津市告示第82号)

(2) 木更津市木造住宅リフォーム事業補助金交付要綱 (平成24年木更津市告示第85号)

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項各号に掲げる要綱の規定によってなされた補助金の交付の決定、
手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成27年6月19日告示第173号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から運用する。

附 則 (平成27年12月16日告示第344号)

この告示は、平成28年4月1日より施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成29年3月8日告示第57号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日告示第50号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に助成規則第2条第3号に規定する助成事業を受けた場合については、この告示
による改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して4年を経過する
までの間は、なお従前の例による。

沿革 令和4年6月7日告示第184号 (木更津市木造住宅耐震改修事業補助金等交付要綱の一部
を改正する告示の一部を改正する告示による改正)

附 則 (令和4年7月13日告示第215号)

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条第1項第8号）

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築 工 事	屋根	全体の葺替え、塗装工事等	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (3) 外構工事等 (4) 国等の補助金を受けるもの
	外壁、軒裏、水切り等	全体の張替え、塗装工事等	
	外部建具	外壁改修に伴う既設取替え又は新設工事	
	床、壁、天井等	当該室におけるそれぞれの部位全体の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事 (3) その他市長が認めるもの	
機 械 設 備 工 事	配管	(1) 耐震改修工事等に伴う既設配管の撤去又は取替え工事 (2) 老朽化等による既設配管の全体の取替え工事 (3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配管工事	(1) 部分的な補修、修繕工事等 (2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの (3) 屋外埋設管及び外流し等外部に設置するもの (4) 下水道への接続工事 (5) 国等の補助金を受けるもの
	機器	(1) 耐震改修工事等に伴う機器の	

		<p>撤去又は取替え工事</p> <p>(2) 老朽化、バリアフリー化又は機能向上のため便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設工事</p> <p>(3) 浄化槽の取替え又は新設工事</p>	
	その他	その他市長が認めるもの	
電気設備工事	配線等	<p>(1) 耐震改修工事等に伴う既設配線等の撤去又は取替え工事</p> <p>(2) 老朽化等による既設配線等の全体の取替え工事</p> <p>(3) 機器の取替え又は新設工事に伴う配線等工事</p>	<p>(1) 部分的な補修、修繕工事等</p> <p>(2) 工事を伴わない製品の購入及び設置に係るもの</p> <p>(3) 建築物に取付けない外灯及び外構工事等</p> <p>(4) インターネット、ケーブルテレビ等の接続工事</p> <p>(5) 国等の補助金を受けるもの</p>
	機器	耐震改修工事等に伴う機器の撤去、取替え又は新設工事	
	その他	その他市長が認めるもの	

【資料 7】

○木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 23 日 告示第 71 号

木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地震等による危険ブロック塀等の倒壊から市民の生命及び財産を守るとともに、震災に強いまちづくりを推進するため、危険ブロック塀等の安全対策を行う者に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和 45 年木更津市規則第 21 号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造の塀その他これらに類する塀（基礎を含む。）をいう。
- (2) 道路等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 通学路（市内小学校の学校長が通学のための道として指定したものをいう。）
 - イ 避難路（木更津市耐震改修促進計画第 5、2 の避難路をいう。）
 - ウ 緊急輸送道路（木更津市地域防災計画第 2 編第 3 章第 7 節 4 の緊急輸送道路をいう。）
- (3) 危険ブロック塀等 市内に存するブロック塀等で、道路等からの高さが 0.6 メートルを超えかつ道路境界線までの水平距離以上のもので、市長が危険と判断したものをいう。
- (4) 安全対策 市長が安全と認めるもので、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 敷地内にある危険ブロック塀等の地盤面からの高さを 0.6 メートル以下に減じる行為（以下「撤去」という。）
 - イ 撤去に付随して、新たにフェンスを設置する行為

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、道路等に面した危険ブロック塀等の安全対策を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、道路等に面した危険ブロック塀等を所有している個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本市の市税を滞納している者
- (2) 本市の他の要綱等の適用を受け、市の負担により危険ブロック塀等の撤去を行う者
- (3) 自己所有の危険ブロック塀等の安全対策を自ら施工する者
- (4) 木更津市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- (6) その他市長が不相当と認める者

2 前項前段の規定にかかわらず、当該危険ブロック塀等の所有者と補助対象事業に要する費用を負担しようとする者とが異なる場合は、当該費用を負担しようとする者が当該所有者の親族である場合に限り、補助対象者とみなす。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の交付申請をする前に木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金事前相談依頼書（別記第1号様式）を市長に提出し、危険ブロック塀等であることの確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出された時は、ブロック塀等点検チェック表（別記第2号様式）で現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、ブロック塀等点検結果通知書（別記第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた補助対象者

は、木更津市危険ブロック等安全対策事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀等点検結果通知書の写し
 - (2) 危険ブロック塀等に関する図面（別記第5号様式）
 - (3) 施工前の危険ブロック塀等の全体のカラー写真で正面及び裏面が分かるもの
 - (4) 市税完納証明書
 - (5) 危険ブロック塀等の所有を証するもの
 - (6) 補助対象事業に要する経費の総額の見積書の写し
 - (7) 申請する者が第4条第2項の規定に該当する場合にあっては、申請する者の住民票の写し及び申請する者が所有者の親族であることを証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定を受けた補助対象事業の内容を変更又は中止するときは、速やかに木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業に着手する前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 第7条各号に掲げる添付書類のうち、変更に係る書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときには、当該申請内容を審査し、速やかにその決定の内容を木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金（変更・中止）承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、木更津市危険ブロック塀等安

全対策事業補助金実績報告書（別記第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施工中と施工完了が分かるカラー写真
- (2) 工事報告書（別記第10号様式）
- (3) 処分報告書（別記第11号様式）
- (4) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (5) 補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は当該年度の1月末日（閉庁日の場合はその翌日）のいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定により報告された内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金額確定通知書（別記第12号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付請求書（別記第13号様式）により市長へ請求しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第2項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金返還命令書（別記第15号様式）により、当該取り消しに係る補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（代理受領）

第15条 市長は、補助事業者の利便性を考慮し、補助事業者が補助金の受領について補助事業を施工した者（以下「施工業者」という。）に委任した場合、補助事業者に代わり施工業者に補助金を支払うことができる。

2 補助事業者が、補助金の受領を施工業者に委任するときは、第7条に規定する申請書に木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出書兼委任状（別記第16号様式）を添付しなければならない。

3 補助事業者が前項に規定する委任を取りやめるときは、第10条に規定する実績報告書を提出する前までに、木更津市危険ブロック塀等安全対策事業補助金代理受領届出取りやめ届（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、施工業者に補助金の受領を委任した補助対象事業が完了したときは、第10条第1項第5号に規定する領収書の写しに代えて、補助事業に要した事業費から補助金を差し引いた額の領収書の写しを実績報告書に添付しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条）

工 事	補助金の額（一敷地あたり、千円未満の端数は切り捨てるものとする。）
撤去	<p>次のいずれかのうち最も少ない額</p> <p>(1) 撤去に係る費用の3分の2</p> <p>(2) 撤去する危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額</p> <p>(3) 100,000円</p>
撤去に付随して、フェンスを設置	<p>次のいずれかのうち最も少ない額</p> <p>(1) 撤去及びフェンスの設置に係る費用の3分の2</p> <p>(2) 撤去する危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額と設置するフェンスの長さ1メートルあたり15,000円を乗じて得た額の合計</p> <p>(3) 200,000円</p>

【資料 8】

○木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

昭和49年12月24日告示第86号

改正

昭和52年3月31日告示第31号

昭和52年12月23日告示第86号

昭和53年7月12日告示第57号

昭和55年9月1日告示第58号

昭和56年7月23日告示第65号

昭和60年8月19日告示第96号

平成元年6月21日告示第78号

平成2年7月3日告示第57号

平成3年11月18日告示第111号

平成4年6月17日告示第79号

平成5年8月10日告示第112号

平成7年1月24日告示第8号

平成8年3月7日告示第29号

平成9年6月18日告示第140号

平成11年4月27日告示第101号

平成12年6月9日告示第129号

平成13年5月16日告示第116号

平成27年1月20日告示第11号

平成29年8月3日告示第222号

令和元年6月25日告示第44号

令和元年11月5日告示第175号

木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、危険住宅（がけ地の崩壊等による危険が著しいため、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）第3条の2の規定により指定した災害危険区域、同条例第4条の規定により建築を制限している区域若し

くは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行つたもの。以下同じ。）の移転を行う者（住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）が行うがけ地近接危険住宅移転事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該居住者に補助金を交付する。

（種目、経費及び補助金）

第2条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第3条 危険住宅の移転を行う者が規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が指定する期日までにがけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正副2部を、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、その指示をうけること。
- （4） その他市長が必要と認める条件

（承認の手続）

第5条 危険住宅の移転を行う者が前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）正副2部を、市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 危険住宅の移転を行う者が規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、市長が指定する日現在の事業の遂行状況をがけ地近接危険住宅移転事業遂行状況報告書（別記第3号様式）正副2部を、その日から15日以内に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 危険住宅の移転を行う者が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書（別記第4号様式）正副2部を、市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 危険住宅の移転を行う者が規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第5号様式）正副2部を、市長に提出しなければならない。

(理由の提示)

第9条 市長は、補助金の全部または一部の取消し、及び返還等を命じようとするときは、規則第21条の規定に基づき、補助金を受けようとするものまたは補助金を受けているものに対し、理由を示すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和49年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和52年3月31日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和51年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和52年12月23日告示第86号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和52年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和53年7月12日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和53年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和55年9月1日告示第58号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和55年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和56年7月23日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和56年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和60年8月19日告示第96号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和60年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成元年6月21日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行し、平成元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成2年7月3日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行し、平成2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成3年11月18日告示第111号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成4年6月17日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成5年8月10日告示第112号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成7年1月24日告示第8号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成8年3月7日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成9年6月18日告示第140号）

この告示は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月27日告示第101号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成12年6月9日告示第129号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年5月16日告示第116号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年1月20日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年8月3日告示第222号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第44号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年11月5日告示第175号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条）

事業種目	経費	補助限度額
危険住宅除却等事業	市内に存する危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅の除却等を行う場合に要する経費	1戸当たり975千円
建物建設（購入）事業	危険住宅の移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅を市内に建設し、若しくは購入する費用（当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する費用を含む。）の全部又は一部を金融機関から借り入れた場合、当該費用の借入に係る利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する経費	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）。ただし、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあつては、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）とする。

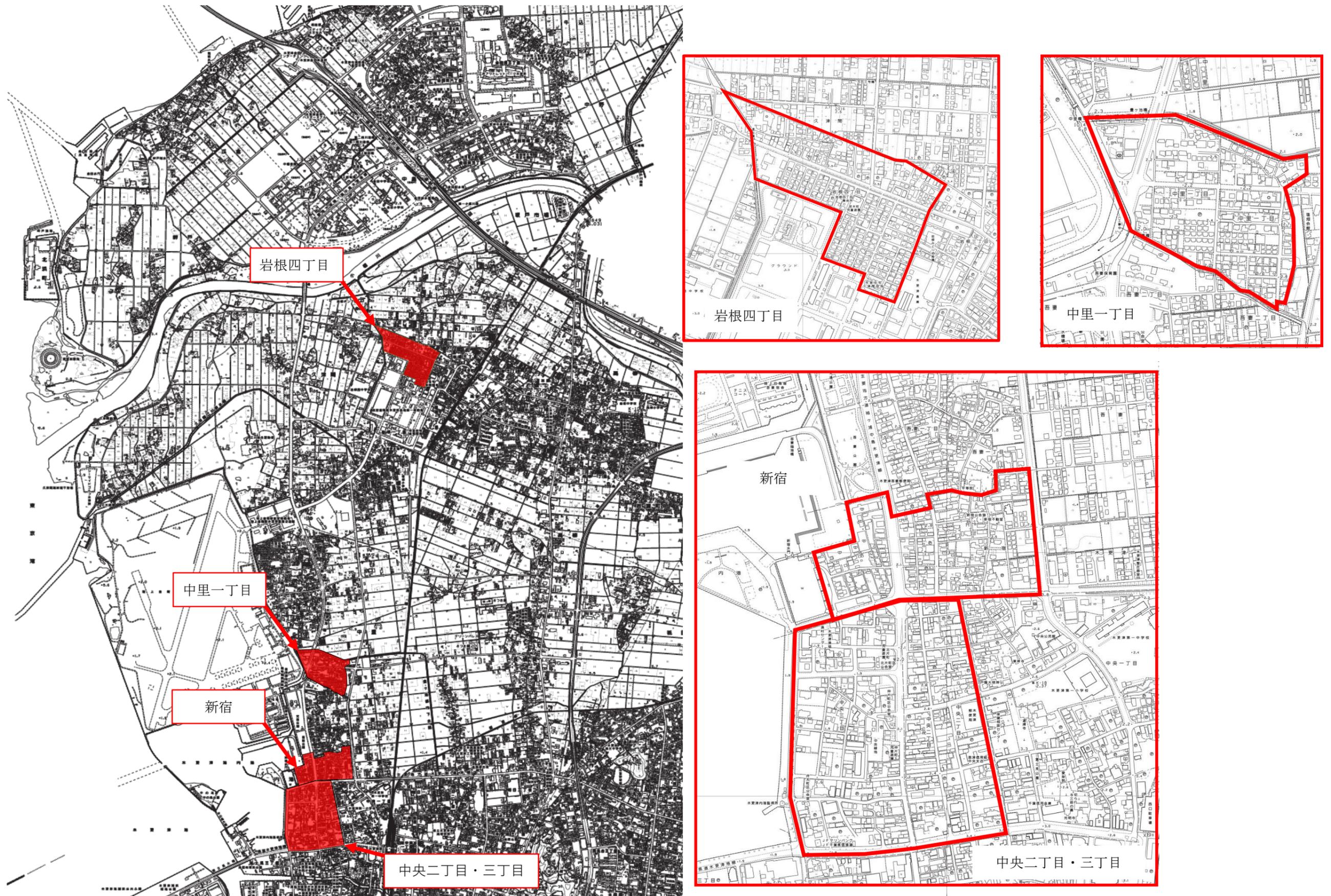


図 重点区域図



図 千葉県緊急輸送道路図(木更津市抜粋)

【資料11】

避難路：避難所から概ね半径2 km以内の地域に存する建築基準法第42条に規定する道路又はこれに準ずる道を、地震災害時に避難上重要となる「避難路」と位置づけ、重点的にコンクリートブロック塀等の転倒防止の促進を図ります。

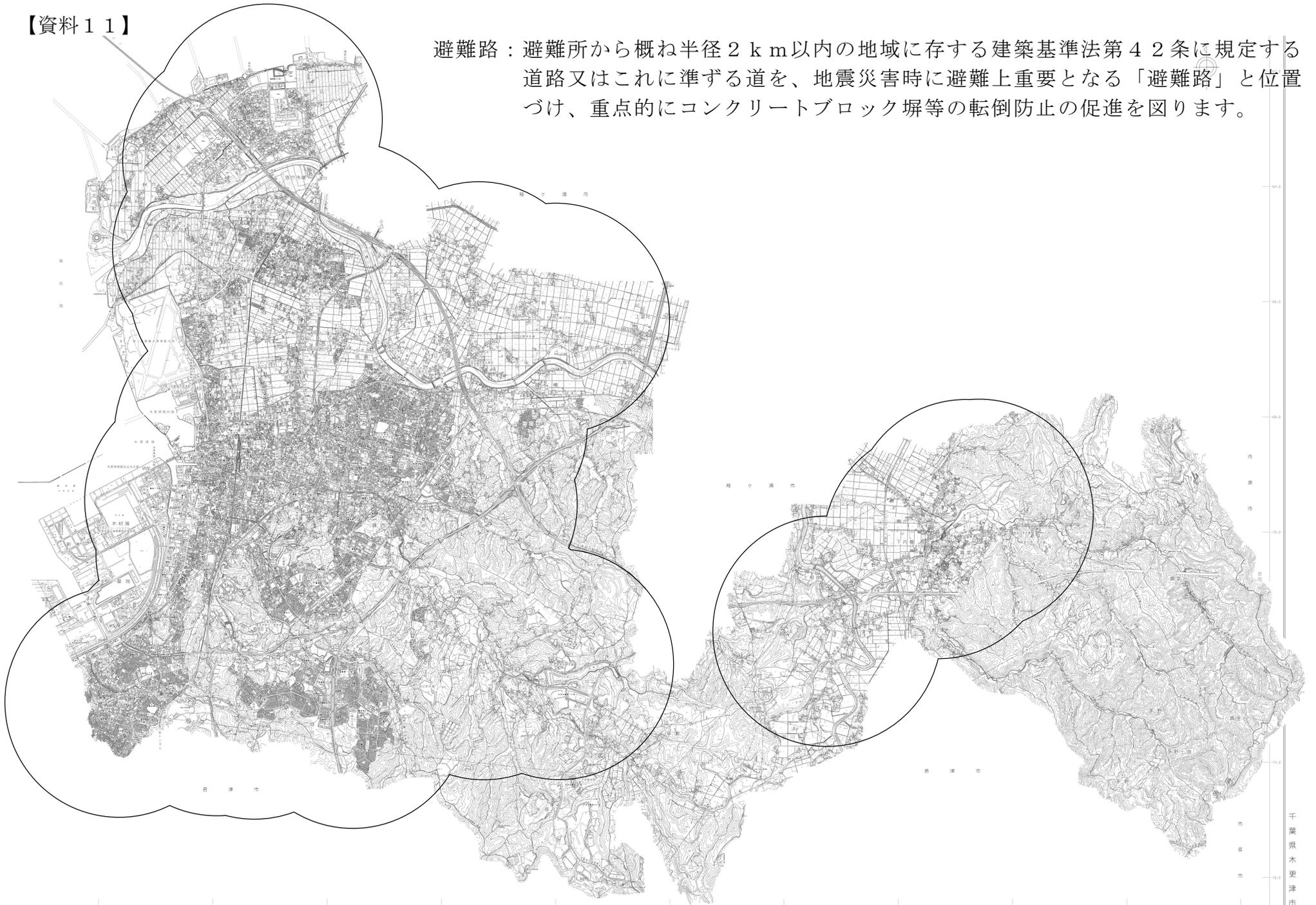


図 危険コンクリートブロック塀の安全対策に関する避難路